

締約国に関する情報 JM	ジャマイカ 一般情報	附属書 B1 JM
国内官庁の名称	Jamaica Intellectual Property Office (JIPO) (ジャマイカ知的財産庁 (J I P O))	
所在地	18 Trafalgar Road, Kingston 10, Jamaica	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(876) 946 1300	
電子メール	info@jipo.gov.jm	
インターネット	https://www.jipo.gov.jm	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
ジャマイカの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ジャマイカ知的財産庁 (J I P O) 又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
ジャマイカが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	ジャマイカ知的財産庁 (J I P O)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

J M	ジャマイカ (続き)	J M
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>手数料の支払はジャマイカ・ドル建で行う。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名又は名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。</p> <p>オンライン支払は利用できない。現在利用可能な支払手段のみが認められる。認められる支払方法には次が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 現金 － 銀行支配人小切手 － クレジットカード － デビットカード <p>個人小切手及び国際デビットカードは認められない。</p>	
国際型調査に関するジャマイカの規定（PCT第15条）	特許意匠法第20条(2)(b)(2020年法律No. 1)	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ジャマイカが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
ジャマイカが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	